（被疑者の勾留期間の再延長・法第二百八条の二）

第百五十条の十　［略］

（資料の提供等・法第二百八条等）

第百五十二条　前条第一項の請求をするには、勾留状を提出し、かつ、やむを得ない事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（勾留期間の延長の裁判・法第二百八条等）

第百五十三条　裁判官は、第百五十一条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、裁判書を作成し、裁判所書記官をしてこれを検察官に提供させなければならない。

2　前項の裁判書には、延長する期間及び理由を記載し、又は記録するとともに、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、裁判官が当該各号に定める措置をとらなければならない。

一　前項の裁判書を書面をもつて作成する場合　記名押印すること。

二　前項の裁判書を電磁的記録をもつて作成する場合　同項の裁判書が裁判官の作成に係るものであることを示すとともに当該裁判書の改変を防止するために必要な措置（同項の裁判書に記録された事項を電子計算機の映像面、書面その他のものに表示したときに、併せて裁判官の氏名が表示されることとなるものに限る。）をとること。

3　第一項の延長の裁判は、同項の規定による提供をすることによつてその効力を生ずる。

4　裁判所書記官は、第一項の裁判書を検察官に提供するときには、次の各号のいずれかに掲げる措置をとらなければならない。

一　第一項の裁判書に提供した年月日を記載し、又は記録するとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置をとること。

イ　第一項の裁判書が書面である場合　記名押印すること。

ロ　第一項の裁判書が電磁的記録である場合　提供した年月日の記録が裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

二　第一項の裁判書を提供した年月日を記載し、又は記録した書面又は電磁的記録を作成するとともに、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、当該イ又はロに定める措置をとること。

イ　書面を作成する場合　記名押印すること。

ロ　電磁的記録を作成する場合　電磁的記録が裁判所書記官の作成に係るものであることを示すとともに当該電磁的記録の改変を防止するために必要な措置をとること。

5　検察官は、第一項の裁判書の提供を受けたときは、直ちに刑事施設職員をしてこれを被疑者に示させなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの提供があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）においては、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの提供があつたときは、当該勾留状に代わるもの）を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

6　［略］

（被疑者の勾留期間の再延長・法第二百八条の二）

第百五十条の九　［同上］

（資料の提供等・法第二百八条等）

第百五十二条　前条第一項の請求をするには、勾留状を差し出し、且つやむを得ない事由があることを認めるべき資料を提供しなければならない。

（期間の延長の裁判・法第二百八条等）

第百五十三条　裁判官は、第百五十一条第一項の請求を理由があるものと認めるときは、勾留状に延長する期間及び理由を記載して記名押印し、かつ裁判所書記官をしてこれを検察官に交付させなければならない。

［新設］

2　前項の延長の裁判は、同項の交付をすることによつてその効力を生ずる。

3　裁判所書記官は、勾留状を検察官に交付する場合には、勾留状に交付の年月日を記載して記名押印しなければならない。

［新設］

4　検察官は、勾留状の交付を受けたときは、直ちに刑事施設職員をしてこれを被疑者に示させなければならない。ただし、法第二百七条の二第二項の規定による勾留状に代わるものの交付があつた場合（同項の規定による措置に係る個人特定事項の全部について法第二百七条の三第一項の裁判があつた場合を除く。）においては、当該勾留状に代わるもの（法第二百七条の三第三項の規定による勾留状に代わるものの交付があつたときは、当該勾留状に代わるもの）を被疑者に示させ、延長する期間及び理由並びに延長の裁判をした裁判官の氏名を被疑者に読み聞かせさせれば足りる。

5　［同上］